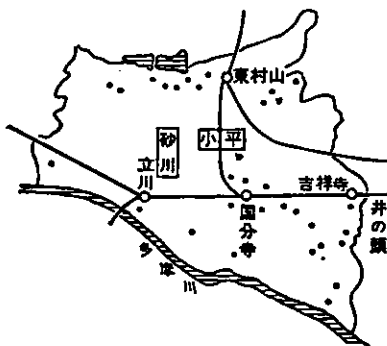


# 第一話 新田開発の掟

新田開発と村の掟ということでは現在の小平市、昔小川村と言った所を例にお話いたします。ここは江戸時代に初めて開発された大変水の乏しい村です。この村では、水との関係でどのような生活が行われて来たのか。この点を調べてみました。

## 小川村開発以前に逃水の里

小平は、図一にありますが、くに国分寺と東村山の間で、比較的黒点がない空白地帯です。黒点は、この地域が開発される以前の遺跡の位置を示しています。一般に遺跡の位置は水が得やすい崖線に沿って分布しています。つまりそこは、湧水が得られるわけです。小平のこの地は、遠く万葉集の頃から水の無い地域、逃水の里と言われていました。似たような言葉で不老川と呼ばれる川が各地にあります。この地域の

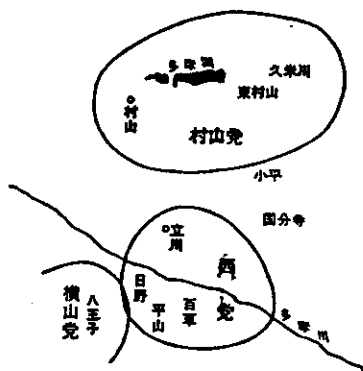


図一 北多摩地区遺跡の分布図

川も全て直ぐに干上がってしまったので、水が不断は流れていない。だから逃水の里と言ったのでしよう。水が乏しかった事

北川知正

実を伝える言葉に「芝行水」というものがあります。茅を日陰で乾燥させたもので手足を払って入浴に変えた。これを芝行水と言ったわけです。このような言葉が使われたほど水のない地域だったので、江戸時代までは本格的に開発されなかつたわけです。



図一 2 村山党横山党西党の分布

図一は、平安時代から鎌倉時代にかけてのこの地方の豪族の分布です。武蔵には武蔵七党と呼ばれる豪族が割拠し莊園を経営していました。この図にある西党と村山党は七党の

中では大変大きい党派でした。小平はこの両党の支配圏の間に位置しておりました。これは、小平が開発利益のない所だったからでもあります。鎌倉時代には幕府の奨励で多摩川低地部では水田開発が行われるわけですが、台地部は鎌倉・室町を通じて未開発のままでありました。

図一はさらに時代が下った頃のこの地域の様子を示しています。鎌倉街道と青梅街道が交差する辺り一円はやはり開発されていません。実はこの辺りが現在の小平の地域ですが、開発より先に街道の方が整備されわけです。これから分かるように交通の上では大変重要な場所だったので、青梅街道は甲州街道の脇往還であるとともに、青梅の北部地域、今の成木とか小曾木で採れる石灰あるいは木材や炭の運搬路でした。特に石灰は江戸城の修復のために大量に江戸に運ばれたわけです。青梅街道は、この石灰の主要な運搬路でした。街道が交差する辺りに小平の伝承では、「まいまい井戸」があつたと言われています。しかし、位置は正確に確認されていません。

青梅街道が出来る頃、多摩地域では二つの新田開発が行われました。一つは青梅の新町の新田開発、もう一つは立川の砂川村の新田開発です。小川村が設置される四十年あまり前のことです。三十年あまりという長い年月をかけて村が出来たということです。江戸幕府が出来て直ぐに開発に着手され

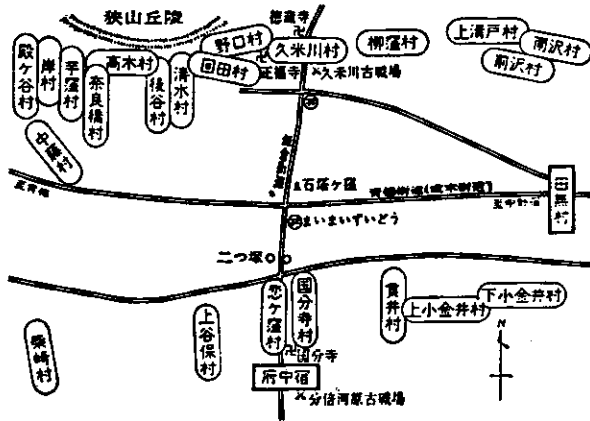


図-3 開拓以前の小平周辺の集落の分布

て出来た村です。開発に時間がかかった理由は水です。史料には青梅の新町では一つの井戸を掘るのに一ヶ月から三ヶ月かかったと記されています。水の貴重さを示す言葉として新町の方の古文書に「後々もし村百姓に不祥これあり候らわば水を汲ませ申さざる」という文章が認められます。これは、不埒な百姓が出て来れば水を飲ませないようにしようという仕置の申し合わせです。この地域は、これほど水が生活の上で重要だったわけです。ともかく新町の開発に年月がかかった唯一の理由は水の確保の困難性でした。

### 小川村の開発

その後、この地域の開発の契機となるのは玉川上水の開設です。承応三年、一六五四年に約一年間という短期間に出来たわけです。玉川上水の分水の野火止用水、別名伊豆殿堀と呼ばれますが、これは明暦元年、一六五五年に完成します。伊豆殿堀と呼ばれるのは、松平伊豆守が野火止用水の開設に力を尽したためです。この二つの水路の完成が村の設置の契機となったわけです。図-4の小川と書いた部分の斜線部が当初の開発予定区域です。狭山丘陵の左下に岸村というのがあります。現在武蔵村山の一部になります。図に「明暦二年小川九朗兵衛開墾に着手」とあります。武蔵村山の小川家が

図-4 当初の開発予定区域

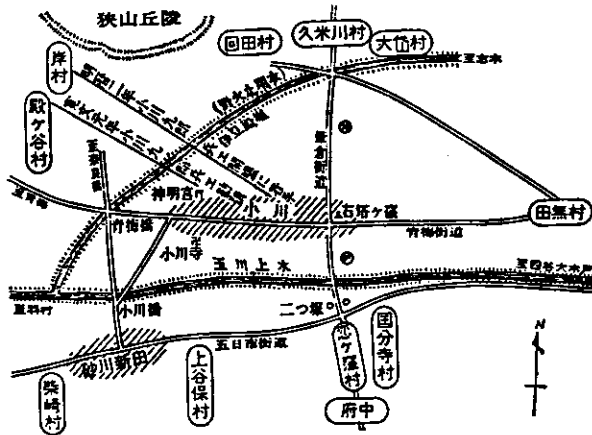


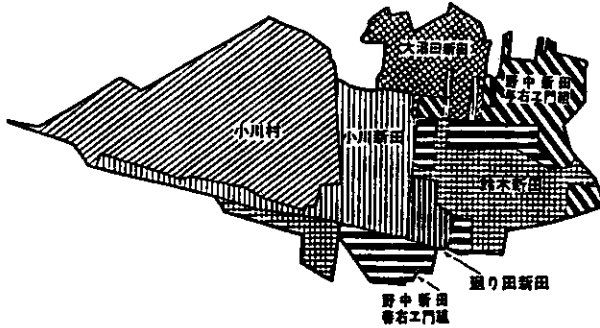
表-1  
入村状況  
(小川村)

明歴	2年	47人
"	3	11
"	4	10
寛文	元	4
"	2	10
"	3	2
"	4	10
"	5	7
"	6	1
"	10	4
"	11	1
"	13	1
延宝	2	1
"	3	3
"	5	1
"	8	1

江戸の方の人はいなかったようです。石灰を運んできた青梅の小曾木とか岸村の人々でした。小川村への入村状況は表一の通りです。幕府が出来ておよそ半世紀たった明暦二年に入村が始まって、新町の開発に較べればかなり短期間に人が埋まっています。これは入村に合わせて用水を引くことを認めてもらったことによるものです。つまり水利の便があったためです。小平の村の形成は、図一五の通り小川村がい

幕府に石灰の伝馬糞と併せて新田開発を願い出たわけです。当時、田無と箱根ヶ崎の宿の間約二十キロメートル、およそ五里の区域は無人の荒野であり、大変な難所でした。普通は二里毎に宿場があったのですが、ここは五里もの間何も無かったのです。そこでその願いが松平信綱によって認められ翌年から開発が着手されたわけです。

当時の入村者は、青梅・武蔵村山寄りの人々が大部分で、



図一五 江戸時代の小平の村村

ゆる最初の本村で、その後それに接続して幾つかの新田が出来ます。これらは享保年間、いわゆる享保の改革の際の新田開発で出来た村々で、約七、八十年の年代の差があります。つまり小平の村々の形成は二段階となっています。

### 開発の経緯

小川村の開発の経緯は表一の通りです。寛文四年、一六六四年と寛文九年、一六六九年、この頃からいわゆる国勢調査のようなものが始まるので、データとしては残っているわけです。人数が最初四十七人だったのですが、寛文四年には百四人、同九年には九十六人となっています。但しこれは本百姓だけです。寛文四年の面積約九十二町、石高二百七十石、同九年の面積百八十三町、石高四百二十一石。更に五年後の延宝二年では三百三十町、延宝八年は五百九十六石と大麥短期間が開発が進んで行きますが、天保の頃には頭打ちになります。

表一を見ますと寛文四年は一町以下の農民が大部分ですが、寛文九年では一町以上の農民が多くなっています。つまり逆転しています。これは開発の進展によるものですが、全てがうまくいったわけではありません。両検地に載っている百姓は五十七名で、残りの約四十名は脱落したものと思われ

ます。その頃の文書に「潰れ百姓の妻子は身を売り、どこかへ行った」とあります。人口は、その後も増加し、一七〇〇年代には全戸で二百二軒、九百八名を数えるようになります。本百姓が百七十三軒、ですからほとんどが本百姓であり、あとは水飲みとか脇とかというものになります。男性が四百七十九名、女性が四百二十九名と男性が若干多くなっています。入村時に名主に出された請書は次の通りです。九郎兵衛は岸村の有力な名主で力があつたため、入村者に少し不利な内容になっているようです。明暦四年に小川村の百姓七十六名全員で名主に一札入れていきます。それは幕府の年貢の他に名主に畑一反につき金三文、米が出来るようになれば田一反に

表-2

小川村開発経緯

寛文4年		寛文9年	
面積	人数	人数	
5反まで	33	5	
5反以上	41	17	
1町以上	15	35	
1.5町以上	6	9	
2町以上	9	17	
3 "	0	5	
4 "	0	2	
5 "	0	5	
計	104	96	

つき米三升づつ子孫の代まで収めるといふものです。この一札に対して寛文二年農民から訴状が提出され、その後も度々出されます。名主がこの年貢外の負担を私的に使つたためです。この特別の負担は結局、一六八〇年延宝八年にようやく廃止されます。しかし、その時には農民指導者四名が投獄されています。一揆のような事件が起こつたのかもしれない。

△入村請書▽

入村時に開発名主小川九郎兵衛に出された入村請書

(入村請書といふのは入村者の保証人が出したものである)

一、この入村者は身元はたしかなものである。この者が公儀(幕府)の法にそむくか、または少しでも悪いことをしたら保証人が責任をおう。

一、屋敷を割り渡して下さつた上は、いつでも御意次第に家を作らせ引越しさせる。もしその時になつても行かないようなら証人のわれわれが家を作り引越しさせる。

一、御伝馬継の新田であるから、入村者は馬を持つて公儀の御役や町並の諸役をきつとつとめる。もし少しでもそれにそむくようなことがあつたら村から追い出してもかまわない。

一、この者はキリシタンではない。

### 村の構造と生活

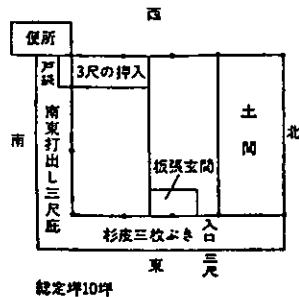
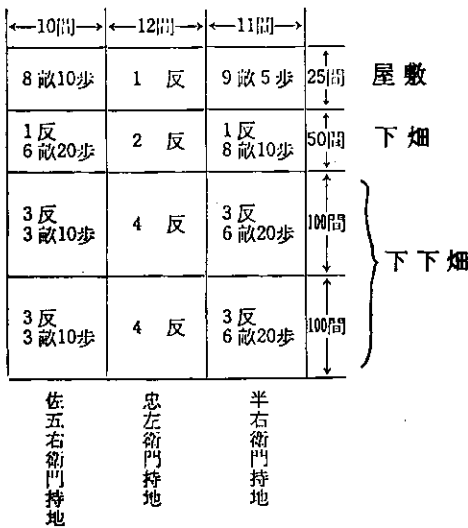
当時の開発された町並みは図一六の通りで、短冊状になっており、青梅街道の南北に村が開けました。街道の道幅は八間から九間。間口は図一十間、十一間、十二間と出ています。九間から最大七十間まであったと言われています。街道に面して二十五間が屋敷、それに接続した五十間が下畑、さらにその次の二百間が下下畑、このような形だったようです。家の周囲や後方には屋敷森が作られておりません。

図一七の小平市全図に用水路線が示されています。その中に小川用水というのがあります。この水路は街道の両側の屋敷の中を流れて行くような形になっています。上水から分水された水路が屋敷の中を流れ、この水が生活に使われるようになっていました。古文書では両側の飲み水と記されておりま

す。このような形で小川村の開発は進んだわけです。小川村の東側には図一五の通り小川新田、大沼田新田等沢山の

山の新田があります。これは享保年間になりまして、八代將軍吉宗が紀伊藩から三十三歳の若さで將軍職に就き、種々の改革を行います。その一環として新田開発を積極的に推進します。彼は享保七年、一七二二年に江戸に新田開発を奨励する高札を出しました。これ以前にも開発の動きはありまし

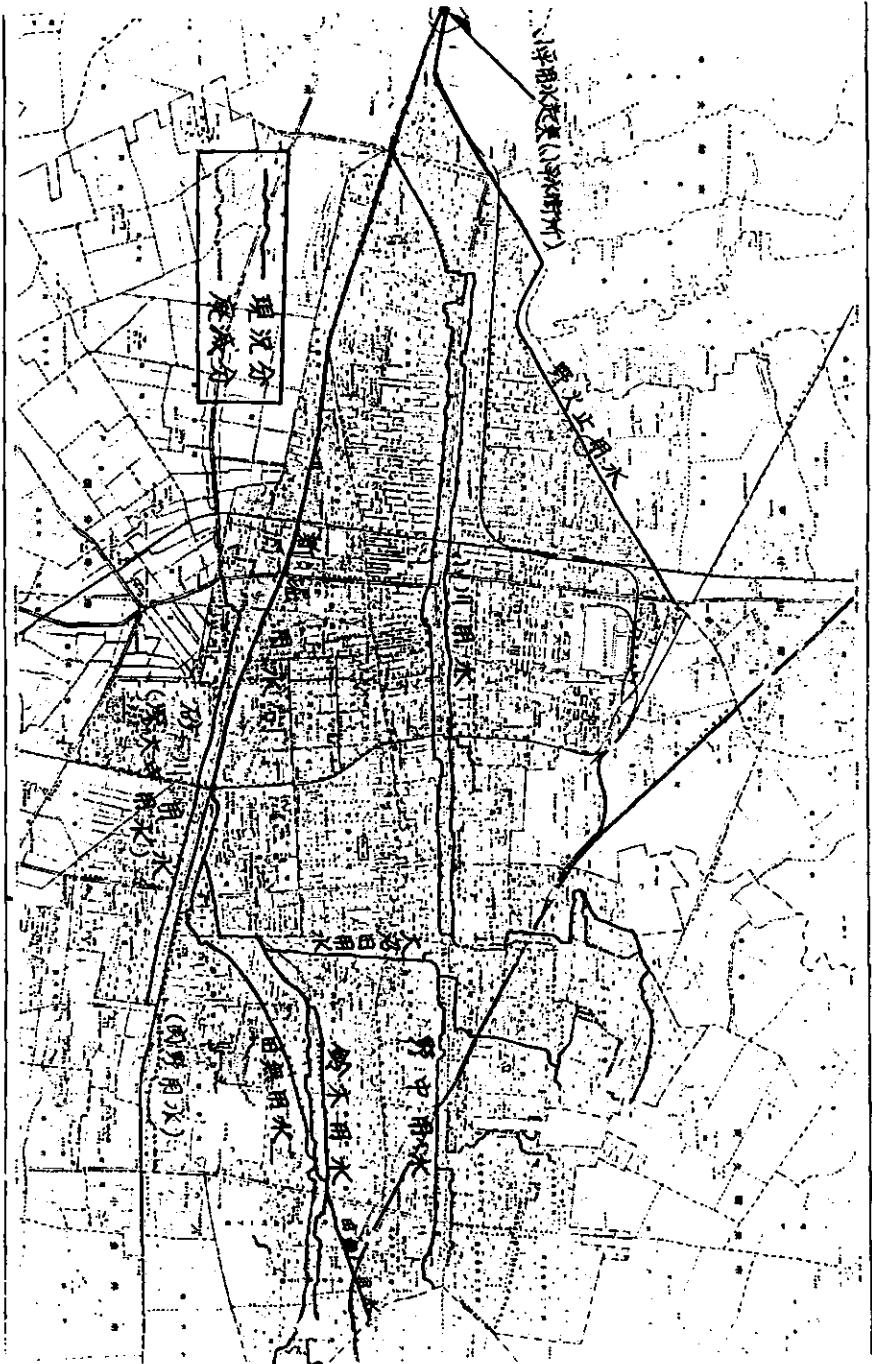
青梅街道



図一六(1) 町並みの構造

図一六(2) 開発当時の家の平面図

図一七 小平市全図 (用水路線図)





が、この地域は馬の飼料や肥料となる草の確保のための入金地でありましたので、既存の村が開発に反対したわけでは、このため開発は進まなかったのです。土地自体は天領でしたので、幕府のものだったわけでは、そこで一七二二年頃に幕府が開発者を募ったわけですね。その結果、開発が相次いで起こるわけです。新田の村はほとんどが親村を持っています。親村を持つものを親分け新田と言っていますが、それ以外に百姓の寄り合い新田というのが一つあります。野中新田の善右衛門組というのがそれです。これは国立の百姓と僧侶、そして江戸の商人が連名で開発したものです。開発すれば直ぐ生活出来るわけではありませんから、助成金が出ました。家作料として一軒当り金二両二分、それから農具料として一反歩開墾する毎に銭六百二十四文。このように金の支給も行われたわけです。これら新田の村の水は新たに用水路を掘ったり、小川村で分水した用水の残りの水を貰って、更にまた残りの水をもらってという形で引かれました。表一三は新田の検地の結果です。当時武蔵野新田ということで八十近い新田が開発されましたが、小平の新田はそれらの中では大変成績が良かったようです。武蔵野新田全体で千三百軒の農家が入りましたが、小平だけでおよそ四百軒あり、これを見ても分かると思います。

この時代の農家の生活を示す言葉に「農間渡世」というの

があります。開墾以外は石灰の伝馬継ぎが現金収入になりましたが、それ以外はなくて開墾に続く開墾であったようです。石灰の運搬も元禄以後は下火になって、代わりに江戸末期になるにつれて炭や薪や木綿等の現金収入になる商品が運ばれるようになります。開墾の当初は農間稼ぎもあまり無かったようです。村の組織は、小川村であれば名主、組頭、それから百姓。百姓代というのは名主より力が強いかと思われれますが、十九世紀始め位までは置かれていなかったようです。組頭も世襲とは限らず、四名から八名位が名主の指名で選ばれていた経過があります。以上が小川村とそれに関する新田の開発の経過です。

表一三 元文元年武蔵野新田地目別地積

(検地帳、年貢割付など)

地目	小川新田		野中新田(善組)		野中新田(六組)		大沼田新田		鈴木新田		廻り田新田	
	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比	実数	百分比
下田	86.15	0.4					34.03	0.3	243.12	0.9		
中畑									287.09	1.1		
中下畑	3,991.16	19.0					212.12	1.7	781.09	3.0	69.06	1.7
下畑	5,061.00	24.1	4,224.12	32.9	5,280.21	55.9	510.12	4.1	4,714.00	18.4	1,205.09	29.6
下畑雑			1,849.03	14.4	449.27	4.8	4,576.21	36.9	7,137.24	27.8		
雑	8,060.12	38.4	3,330.21	25.9	2,039.00	21.6	1,825.24	14.7	5,359.03	20.9	1,275.03	31.4
雑	3,272.21	15.6	3,560.00	28.1	1,543.15	16.4	5,084.15	41.0	6,773.24	26.5	1,515.15	37.3
雑	528.12	2.5	78.15	0.6	120.18	1.3	151.06	1.2	361.03	1.4		
計	210,000.18	100.0	13,042.21	100.0	9,425.00	100.0	12,395.03	100.0	25,637.24	100.0	4,065.03	100.0

(1畝=0.9927-ル)

## 水に関する古文書

さて次に古文書から水に関係のある事項を説明します。

先ず最初は元禄六年、一六九三年に小川村の百姓が水役人に出した誓約書（文書一）です。

第一点は「水口が閉ざされ水不足ではありませんが、勝手に開くようなことは致しません。お上が開かれるまで待ちます。」ということ、第二点は「塵、あくた等を上水に入れるようなことはしない。雑魚等をみだりに捕ったり、水浴び等も自分の稼ぎを止めてでも手伝う。」ということ、この文書は当時の百姓百六十八名全員の連名になっています。二点目の「水を干したときにみだりに魚を捕らない」ということは、この年の前年に捕っているわけです。そこで詔状が既に入っていたんですね。それでこのような文章が改めて入れられたのだと思います。

この文書と同じようなものが元文四年、一七三九年の高札（文書二）です。

先程の第二と同じような事に加えて、物を洗わぬ事、両側三間にある並木や下草を刈らぬ事、等を記しています。

小川村の掟にも同じような規定があります。正徳五年、一

七一年の村中連判手形（文書三）にも、享保二十一年、一七三六年の村掟（文書四）にも上水に関して同じように定められています。このような掟が出てくるということは、掟を決めねばならない状態が出て来たということ、この頃は村が出来て六十年から八十年近く経った頃です。次第に用水の便利に慣れ、有難さが薄らいできて、所々に問題が出てきたというように思われます。二つの文書とも全員が捺印したのようになってきます。文書四は全部で十七条からなっており、その一部です。



文書二

上水の禁制の条々

上水記九 高札場ヶ所書(抄)

羽村水神前

一 高札

(中略)

小川橋北之方

一 同

久右衛門橋北之方

一 同

鈴木新田南之方

一 同

小金井橋北之方

一 同

(中略)

右高札文言左之通

定

此上水道におゐて魚を

取、水をあひちりあくた

捨へからす何にても物

あらひ甲間數并両側

三間通に在来候並木

下草其外草伐取

甲間數候事

右之通於相有輩有之者

可為曲(くまじ)事者也

元文四己未年十二月

奉行

壺ヶ所

壺ヶ所

壺ヶ所

壺ヶ所

壺ヶ所

但式枚

## 文書三

正徳五年（一七一五）正月の日付のある

「相定申村中連判手形之事」

- 一、御公儀（幕府）の御命令や掟は、よく守ること。
- 一、公用やすべての人馬継立は滞りなく相勤めること。
- 一、何事によらず、寄合には遅刻しないこと、また、連判手形の場合、一人で多くの印を持つてことないこと、印を紛失したり取替えたら、名主に届けること。
- 一、畑屋敷の売買ならびに質入を内証に行つてはならない。やむ得ない時は五人組、名主、組頭の連判を得て行なうべきで、内証にやつて、後日になつてわかつたら売つたものも、買つたものも、きつい、おとがめがあること。
- 一、むつかしい争いがおきても、内証に済ますこと。公示（訴訟）が好きなのは、どのような、お仕置があつても仕方がないこと。争いの扱いは公平にすること。
- 一、身許のわからない者には、宿をかしてはいけない。たとへ、親類縁者でも長くとめてはいけない。
- 一、屋敷や畑の境はきちんとしておくこと。他人のものは一木、一草なりとも、盗み取つてはいけない。
- 一、五人組の人々は互いに力を合わせ、かくしごとのないようになしななければならない。もし、組の中に耕作不熱心のものや、風儀の悪いものがいたら、じゅうぶん意見しなければい

けない。組内に不幸なものがあれば助け合わなければいけない。

- 一、ばくちや、ばくちをするために宿をかしてはならぬ。
- 一、街道の両側の飲み水にごみを捨ててはいけない。洗濯したりきたないものを洗つてはいけない。年に二度は自分の持ち場を掃除しなければいけない。みだりに自分の屋敷に水を引いてはならぬ。
- 一、馬の売買は念入りに行ない、必ず証文をとること。
- 一、村にある四か所の番所には、十月から三月までは、一か所に三人ずつ詰め、火の用心ならびに盗人用心をしなければならぬ。知らせがあれば村人は、棒とび口など持つて、かけつけなければ、いけない。
- 一、何事によらず名主、組頭は悪いことをしてはいけない。百姓はふに落ちないことがあれば遠慮なく名主にきくがよい。

## 文書四

小川村の村掟（全十七条）

「村掟」抄

一、御公儀様御法度之趣常々御申渡被<sub>レ</sub>成承知仕、  
 大切相守可<sub>レ</sub>申候御事。

(略)

一、両側呑水ちりあくた捨て不<sub>レ</sub>申、水あびせんたく惣て穢敷  
 もの洗申間敷候。村中呑水之事ニ候得は互ニ吟味仕随分  
 きれいに成候様ニ可<sub>レ</sub>仕候。尤壹ヶ年ニ壹、式度づつ自分  
 自分の持屋敷川さらい可<sub>レ</sub>仕候。且又少成共用水利取申間  
 敷候事。

(略)

享保廿一年辰二月

文書五は、井戸に関するものです。玉川上水は何時も水が流れていたわけではなかったのです。給水制限が絶えずあったわけです。制限には皆止め、半分止め、三分開け、二分開けという四段階がありました。四ツ谷大木戸の水番所で水位を計って、どの段階かを決め、水番人に指令され、それが村役人に伝わったわけです。おおむね三分開け嚴守の文書が多く、平生はその程度だったと考えられます。皆止めも結構度々あったようで、その場合は水が一滴もなくなくなります。そこで井戸の必要性が高かったわけです。文書五は、井戸が完成した事を感じるとともに、更にもっと井戸が必要だと訴えています。川崎平右衛門という人物は百姓のためにいろいろな施策を施したことで有名です。飢饉等で百姓が離散の憂き目にあつた時、井戸を掘る事業を起こし、女、子供、老人にも仕事を与え金を払って、帰農を促したり、帰農のために金を貸したり、殖産を行った人物です。府中の押立の生まれの人ですが、最終的に目見え以上の立身をしました。新田開発に貢献し、農民に大変慕われました。この人の碑が何箇所かに立っています。俗に謝恩塔ですが、「武蔵野御救民神川崎大明神」と崇められました。以上に述べましたように、上水は必ずしも水が潤沢ではなかったため、井戸は一村に二、三箇所は掘ってあつたようです。

文書六は、水番、つまり水役人に関するものです。水役人

は現地の人々が任命され、村役人を指導して百姓を使っていろいろな作業を行ったわけです。この文書の一番左に仕事の内容が書かれています。分水口の蓋の上げ下ろしの立会い、水路の見回り、不淨物の除去、問題点の通報等です。村人の役割には水路敷きの下草の一斉刈り取りがありました。しかし、時期が農繁期と重なるので、かなりの負担になっていたようです。それ以外に水路が通る地域の村人の負担として村役人の接待がありました。文書七は、その様子をうかがわせます。この文書から村役人の接待の負担が村にとってはかなりのものであったことが分かります。このため負担軽減の嘆願書が幾つか出されています。役人が来る度に人足が駆り出され、旅館の手配等もしなければならぬのです。役人が負担する費用では出費を賄えない状態でした。

水路の両側三間についても税金が課せられたのですが、この点についても度々苦情が出ています。これは水路の管理に必要な土地ですから地代を払うことは道理に合わないと考えられたためです。

以上村人の負担は水路の水運の保持、水路の南北三間の地代の負担、下草の一斉刈り入れ、さらには諸役人接待の労役と資金の提供等でした。

文書八は『屍体投入禁止』に関するものです。この文書は天保八年一七八三年のもですが、一八四九年にも同じよう

な文書が出ています。行倒れの死体があると上水に投げ込む不心得者がいたのです。この文書は、そのような行為をしてもらっては困ると述べています。死体を発見した時は、村々の仕来りで処置し、上水に清めの塩をまいて、普請奉行への届け出を会所に出すことになっていました。会所は、羽村、砂川、代田、大木戸にありました。江戸時代も末期に近付くと、上水の様子も当初とは随分変わって来たわけですね。

文書九は、舟運に関するものです。玉川上水を舟運に使用したいという動きは元文の頃、明和の頃、慶応の頃、そして明治の頃と度々あつて、実際に明治になってから舟運に使われたことがありました。従来は、馬方の生活を脅かすということで、許可されませんでした。しかし、明治の混乱の中で、何故が許可され、およそ二年あまり舟運に使われました。上水は、維新後新政府に引き継がれ、民部省、工部省、大蔵省を経て明治四年に東京府に移管になるわけです。その過程で許可が出たわけですが、結局舟を通すと上水が不潔になるということで禁止されます。江戸城に天皇が入ったことも大きい理由でした。

文書十は、下水にも関係したものです。水路の流末は水が来なくなることありますが、普通は水の流れる先が無くなって溜るわけです。水溜まりは放置されて役に立たない土地になっていました。しかしもったいないので干拓して稲を

植えてみたわけです。ところが普通と同じ年貢を取られたのではかなわないので半分にしてほしいと嘆願しています。それと併せて排水工事をやって欲しいという請願ですね。

文書十一もやはり『流末で水が溜ってきて難渋しているの  
で、隣村の適当な場所まで水路を掘って流せるようにしたい。  
ついてはそこも困るような事になれば元に戻します。』という  
ものです。これは嘉永五年、一八五一年の文書です。この文  
書に付随して相手の下里村に四十両の補償金を支払う文書が  
あります。流末処理の文書はあまり多くありませんが、この  
二つは代表例です。

上水の当初は水が不足で、命より大事にされました。ところが次第に用水に慣れ親しんで来ると同時に村人の生活もそこそこに豊になってまいります。その過程で水を大事にする意識が次第に薄らいで、やがては死体を投げ込む不届き者が出てきたり、あるいは上水を舟運に使うようになりました。このような意識の変化が文書から読み取れるように感じただけです。

## 文書五

御救い有難く存じ奉り候  
乍恐以付御願申上候

(川崎家文書)

大沼田新田掘井之儀、先達て式々所被仰付、掘井出来仕、出百姓吞水差支無御座、御救難有奉存候。併未水手長間不勝手の場合御座候。以御慈悲掘井之場所御見分被遊、願之通被為仰付被下置候ハ、難有奉存候。

寛保三年戊二月

大沼田新田

名主 弥左衛門 ㊦  
与頭 半次郎 ㊧

川崎平石衛門様

御下役衆中



水番役の持場・給金・職務

①上水記三 分水口ヶ所書付(抄)

同郡国分寺村

一樋口小川新田地先より引取申候

(略)

拜島分水口より国分寺村分水口迄

野方見廻役

助左衛門 持場

在原郡下高井土村

一樋口同村地先より引取申候

(略)

(分水口脱カ)

大沼田新田より下高井土村分水口迄

水番人

文左衛門 持場

②上水記十 玉川上水堀通水番人給金之記

卷々年被下高

一金銀拾九兩

外ニ米四斗入式儀

玉川上水堀通見廻り役

野田文藏御代官所

砂川村百姓

助左衛門

一銀五枚

玉川上水水元羽村水番人

伊奈右近將監支配所百姓

源兵衛

儀助

一金五兩宛

同代田村水番井上水見廻り兼

同 人支配所 百姓

一金四兩

外ニ燃料米之内より四斗儀老儀宛年々被下之

同四谷大木戸水番井上水見廻り兼

町奉行 支配 彦 七

一金五兩

外ニ右同断

右之通玉川上水御組合入用を以年々被下之

右水番人共見廻り方之事

上水江戸懸り相減候節、野方分水口差留候節は、右

之もの共、村々樋口差蓋揚ヶ御シ方立合相改、上水

路持場分ヶ有之、常々無油断見廻り相改ル。其外上

水路芥或は不浄之品等流采節、右之者共取計、此外

水増減之次第ニ寄り大木戸水番人、御普請万役所ス

之注進等、此末に記ス。(略)

文書七

小川村起立書上帳

乍恐以書付奉申上候

(小川家文書)

(前略)

「前所御繼立仕候ニ付、日々馬老足人足式人宛、名主宅前々寄附候、御繼立仕采申候。然ル処、多摩郡羽村御上水元御用として、諸役人中様方御通行、並御用筈御用状繼立人足夥敷相掛り、其余村内通流御上水堀兩縁覆。寛刈私人足多分相掛り、志カ年凡人足千五百人余、馬百五拾疋余相掛り、外村方え引競候ハハ、存外之人馬遺私ニ御座候。

(略)

右御尋ニ付奉申上候。

安政四年八月

武州多摩郡小川村

百姓代

弥 八

組頭 半 蔵

江川太郎左衛門様

名主

御役所

九 一 郎

文書八

屍体投入禁止に付請書

差上申御請書之事

(平野家文書)

「左の村々役人共一同奉申上候。私共村々之儀ハ、玉川御上水兩縁近村ニ御座候。然ル処、近頃御上水流末四ツ谷入口芥留え、水死人多分有之候間、水上兩縁村々番人等、心得違ヲ以、行倒死人御上水へ捨、代田橋芥留え相掛り、同村にて御検使奉請候も難波ニ

文書九

て、差除候間、四ツ谷入口芥留え相掛有之趣、入御聽、夫々御糺御座候へ共、右体之儀一切無御座候。依之小前番人の者え精々申論、已采右体之儀無之様可仕候。依之御請書差上申処、如件。

天保八百年五月

御普請方様

御出役衆中様

試みの砂利下ヶと小川河岸定日

砂利下ヶニ付通達

(小川家文書)

此度玉川上水水元羽村も、上水堀通四ツ谷大木戸まで、砂利川下ヶ之儀尙相済候ニ付、近々試之ため篋にて川下ヶ有之候間、其旨可心得。以上

御普請方

卯九月七日 御役所

内藤新宿も羽村まで

右村々 問屋

名主 江

年寄

前書御廻状、昨十三日到着、御村方江も、明日中には着可仕候得共、先御問合に付申上候。

此度玉川上水水元羽村も、上水堀通四ツ谷大木戸まで、砂利川下ヶ之儀尙相済候ニ付、近々試之ため篋にて川下ヶ有之候間、其旨可心得。以上

文書十

外畑田半成并遇水堀廻

乍怒以書付奉願上候

(當麻家文書)

武州多摩郡前沢村役人一同奉申上候。當村地所之内、同州同郡大沼田新田名主弥左衛門所持仕罷在候処、一鉢窪地ニ御座候ニ付、右村呑水流來行止之地所ニて、凡反別五反余之場所ニヶ所、元米林ニて御座候処水入ニて、木品不残枯腐畑地ニも相成不申、無是非水溜ニ仕捨置候処、右之内老ヶ所片端ニ當春試作仕候処、今般田方御改ニ付申立御見分奉請候得共、前書申上候水溜之地内故、定式田方ニ難相成候ニ付、何卒外畑田半成之御取箇被ニ仰付被下置候様奉願上候。尤水溜多分之損地永々難蓋仕候ニ付、右末水何れ之村方ニ成共、御威光惠水堀被ニ仰付被下置候ハ、前書之田畑水溜之地面不残田方ニ相成、相当之御年貢上納仕度候間、何卒御慈悲を以願之通被ニ仰付被下置候ハ、多分之地面相助難有仕合奉存候。以上

天保十四年卯九月

右新田

名主

彌左衛門

前沢村

百姓代

仲右衛門

同村

名主

茂右衛門

大熊善太郎様

御出役中様

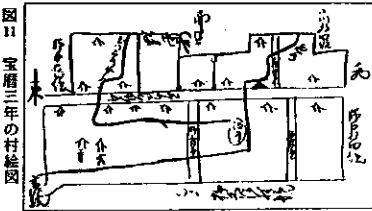


図11 宝暦三年の村絵図

文書十一

御村方に障りにならぬよう致します

(當麻家文書)

(下里村島崎武弘家文書)

入置申一札之事

今般私共村方下分呑用水共、流末村内ニ水溜地補入置候処、数年相立自然と居込ニ相成水引干ニ相成ズ、諸方ニ押ひらき難儀仕候ニ付、其御村方ニて溜地ニ可相成場所所有之候ニ付、趣意ヲ以申入候処、御承知被下難有存候。然上は双方不為ニ相成候ハ、早速合形ニ可仕候。若亦霖雨ニて野水落嵩候節は、先々ら、流來候窪統へ切落相流し、其村方ニ差障ニ不相成様可仕候。為後日一札入置申処仍て如件。

嘉永五年

閏二月 日

大沼田新田

下分惣代

伝兵衛

同 庄左衛門

立入人

同 平吉

同 市兵衛

組頭

七郎左衛門

下里村

御村役人衆中

(當麻家文書のみ)

子四月十五日調印いたし

下里村□□申候

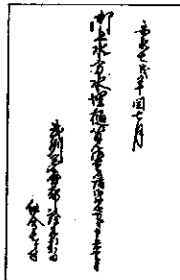


図12 御見分に付申上候書付

## 討論

熊井 昔も今と同じように面倒な物は流してしまえというところがあつたんですね。玉川上水は飲料水になつたのに、死体まで流したというのは驚きでした。文書七の後半ですが、萱等を刈り取るのに人手がかかると言っています。ところが一方では刈り取つてはいけないという文書もある。年代が違ふのかどうか。それから明暦元年から寛文四年までの間にもかゝりの脱落者が出ていふように思ふです。表一と二を突き合わせると、どうもそんな気がします。三反百姓は本当の水呑みで、これ以下だと生活出来なかつた。その辺り何か資料的なものはありましたか。

北川 上水沿いの三間は不断は立ち入り禁止なんです。そして下草は一斉刈り取りです。これは上水管理上の村人への賦役なんです、賦役と言いながらそこで税金を取っているわけです。それが問題だということなんです。

それから寛文四年と九年とで同一人物は五十七名なんです。だからこの間にも相当の脱落者がいるわけです。従つて寛文四年以前の脱落者は、経営規模が小さいだけにもっと多かつたと考えて良いでしょうね。寛文四年以前は統計資料が不充分です。幕府の統治がまだ安定してないのでしょう。だからよく分からない面があります。

稲場 新田の所有権はどうなつていたのですか。それから上水を使用する権利はどうなつていたのですか。

北川 年貢は個々の農民が払っています。だから入植した農民の土地です。ただし領地は幕府直轄ですから、幕府の経営する村という感じですね。新田開発の経費は幕府が貸し与えるわけです。それから二年は年貢免除ですね。

水の使用料金は米で支払う場合は水料米を、金の場合には水料金を払つていたわけです。国分寺では米で、小川村では金で払っています。初期の段階では払つてないのですが、享保の頃から払うようになっていきます。その経過はよく分かりません。水を使わせる権利を持つてゐるのは幕府です。料金は町屋は間口で、武家は石高で徴収してゐるのですが、分水については徴収したりしなかつたり、金納だつたり米だつたりで、一定していません。冥加金のような色彩が強いですね。

西村 北川さんが小川村を調べられた理由は何ですか。特にここでなければならぬ理由があつたのですか。

北川 玉川上水の開設と相前後して開かれたということ、享保の新田開発の中で大規模で、しかも成功した例だということですね。成功の理由は上水ですね。

谷口 この辺りの新田は田の質としては良いのですか。

北川 質としては良くないですね。だから初期の段階から江戸から下肥を持つて来たり、堆肥を入れたり、草肥をいれた

りしています。

谷口 玉川上水は、底を粘土で張らなかったので、水が途中でしみこむわけです。そこで水が末端に達するのに通水後二年位かかっています。野火止水用は、この教訓を活かして内張りをしましたね。武蔵野は大変吸水性が高いのです。この点でこの辺りの土地が新田開発に向いていたのか、疑問があつたわけです。それに上流側でどんどん水を取りますね。そうすると水争いがおこつたと思います。この点どうでしょうか。

北川 田はほとんど無くて、大部分が畑なんです。だからあまり水は使わない。それから上水の水の単位は坪であらわれます。一坪は一尺立法、上水全部で九千坪、その内江戸が四千七百坪、残りが三十三箇所四千八百九十三坪。これが村々へ行くわけです。野火止が千二百、小川用水は百。小平地区へは全体としては五百坪程度。

上下流の争いはありません。これは幕府の権威が強いわけです。水路を作つた方の権威が強いので、役所と個々の地域とのトラブルはありますが、地域間の争いはない。例えば樋口の埋め戻しをルーズにして侵み出た水を取るとか、堰の開度を出鱈目にするとかということはありません。それで水番人はきちんと取り締まりをやつたわけです。小川村でもそんなことが露見して、夏場一月水を止められたことがあります。

た。水の配分を決めるのは幕府です。村に入った後は村の問題でしょうが、上水から各村に配るのは幕府ですね。村の余水はその村が下流の村に売つたりしています。

笹部 新田開発の制限因子は水なのか、それとも労力なのか、どちらでしょう。

北川 次男、三男という過剰労力は常に取りましたので、やはり水だつたと思います。小川村一帯の開発は、玉川上水以前にも試みられたですが、水が無くて失敗しました。その点でも制限因子は水だつたと思います。

藤井 家屋と田畑の位置関係はどうだったのですか。

北川 図一六ですね。屋敷の周囲と後方十間は屋敷森を作りました。今でも地図を見ると短冊状の宅地が数多く認められます。これは当時の名残ですね。それから畑に下とか中とかあります。これは税金賦課の区分です。中畑は下畑より税金が高かつた。だから上畑というのもあつたのでしようね。水路は屋敷の中を走っています。

多田 水の管理の仕組みはどうなつていたのですか。

北川 名主、組頭、五人組、百姓、こうしたラインは変わりません。上水は、当初上水奉行が置かれていましたが、後に普請奉行が元締めになります。出先事務所に会所があり、そこに水役人を置いて管理させました。何かあれば水役人が名主に命じて、水路の修繕等をさせたわけです。

石丸 文書一に「上水道」という言葉があります。江戸時代は「上水」と言っていたとおもっていたので、興味を覚えました。「悪水」という言葉も出ていますが、必ずしも現在の「下水」と同じでないようで、面白いですね。

中村 余水の売買は自由だったのですか。それから井戸は不可欠だったのですか。

北川 上水の料金は水口で決っていたので、干渉されなかったのではないかと思います。それから井戸は不可欠でした。上水は江戸への給水が最優先でした。だから濁水になると遠慮なく止められるわけです。大変不安定だったんです。それ以下流優先の原則でしたね。濁水時に余裕があれば、下流の水口から開くんですね。井戸自体は浅井戸で、濁水の時には大抵水が出なかったようです。深い井戸は一つ位しかなかったようです。

稲場 水を汚した場合に罰則のようなものはあったのでしょうか。

北川 全員が記名捺印した掟の中からは罰則というのは読み取れません。ただ詫状がありますね。密かに魚を取ったことが水役人に露見して、名主と相談して詫状を入れたという類です。村人同志のものは無いようです。